

見えない辛さ ～「過敏症」に理解を～

「過敏症」とは、日常生活の中で、通常は反応が起こらない程度の刺激に反応し、体調を崩すなどの一定の症状があらわれる疾患のことです。過敏症の種類は様々で、状況によっても違います。

【過敏症の一例】

- <化学物質過敏> 例：家の建材材料や身近な家庭用品、化粧品などに含まれる、わずかな化学物質に反応して健康被害が起きることなど。
- <臭覚過敏> 例：香水や柔軟剤の匂いが少ししただけで気分が悪くなるとか、人混みの熱気で具合が悪くなることなど。
- <視覚過敏> 例：蛍光灯のちらつきや、わずかな明かりが気になるとか、ちょっとした陽射しが目に突き刺さるほど眩しく感じることなど。

この疾患は、周囲の人たちには理解されづらく苦しんでいる人がいます。その数は全国に約100万人いるとも言われています。(NPO法人「化学物質過敏症支援センター」の国内研究から推移) 当事者が苦しさを訴えると、「わがまま」と受け取られることもあります。私たちは、自分とちょっと違った存在を理解できないことがあります、感じ方や考え方は人それぞれです。苦しむ人がいてもいなくても、気づかいを心がけ、安心できる環境をつくり、困った人に寄り添うことのできる社会、人の違いに寛容な社会をつくっていきましょう。



《8月の予定》

- にこにこサロン： 4日(木) 10:30～ 避難訓練
18日(木) 10:30～ 健康体操
- 生活環境改善学習会： 7日(日) 9:00～ ゴミの分別について
- 子ども料理教室： 20日(土) 11:00～
- 第37回部落解放中部地区中学3年生交流会： 23日(火) (上灘コミュニティセンター)

※新型コロナウイルス感染症感染拡大状況により行事を延期又は中止することがあります。



生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市生活産業部人権政策課 Tel0858-22-8130
はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net



8月号 NO.416 (2022年8月1日発行)

戦争を語りつぐ ～終戦記念日によせて～

1945(昭和20)年に太平洋戦争が終結し77年経ちます。日本は国土に空襲を受け、人類初の原子爆弾を8月6日広島、8月9日長崎に投下された被爆国です。

1941(昭和16)年12月8日に起きた真珠湾攻撃を発端に、太平洋戦争へ突入し、その後、勢いに乗り太平洋の島々を占拠しました。1942(昭和17)年6月5日、ミッドウェー海戦を機に戦況は悪化し、物資も乏しくなり、次第に抜き差しならない状況に追い込まれていった日本軍は、太平洋戦争末期、最終兵器として特攻兵器を開発しました。その中には、大型爆弾に操縦席とロケットをつけ、母機・母艦から放たれた瞬間に搭乗者は生きて戻ることができない自爆兵器もありました。

この太平洋戦争により、約310万人の日本人犠牲者が出ました。自分の死を目前にした時、自分のことではなく、家族や恋人など自分が大切に思う人たちが幸せに生きてほしいと願い、爆弾と自分の命を抱え、敵艦に体当たり攻撃を仕掛けた「特攻隊」。多くの若者が命を落としました。平和な日々の中で大切な人と幸福な時間を過ごすことができなかつたことを思うと胸が痛くなります。

このような戦争の事実から、「平和は当たり前ではないこと・戦争は最大の人権侵害であること・命の尊さ」を、戦争の体験をした人が減ってきている今、次世代の担い手に伝えていく必要性があります。この悲劇を忘れてはなりません。

21世紀、ロシアによるウクライナ侵攻が起こっている中、その影響は世界中に波及しています。6月21日～23日、オーストリアの首都ウィーンで、核兵器禁止条約 締約国会議が80カ国以上の参加を得て、初めて開催されました。被爆国である日本はオブザーバー参加もしませんでした。広島からは核廃絶を訴える若者たちがウィーンに赴き、世界の人々へ、「核なき世界」を目指して、歴史から学び、自分たちの手で平和をつくろう。」と語りかけました。現地では、同じように世界の様々な国で核廃絶を訴えてきた若者たち約50人が一堂に会し、『若者締約国会議』が行われ、互いの思いや今後の道筋について熱くSDGsの観点からも語り合いました。

終戦記念日を機に、戦争と平和・命について、今一度、自分あるいは周囲の人たちと考え、語り合い、自分は何ができるか考えてみましょう。



《7月こんなことをしました》

●にこにこサロン 7月7日

- ・短冊に願いを書いて七夕飾りをしました。サロン後、来館した子どもたちも願いを書きました。
- ・SDGs「捨てるものを再利用」をテーマに、針金ハンガーを利用してブックスタンドを作りました。



「みんなの学校」上映会 — 8月28日(日)開催 —

不登校ゼロを目標とした学校づくりを目指す大阪市立南住吉大空小学校(現・大阪市立大空小学校)の取り組みを取材。公立小学校ですが、発達障害を抱えた子どもや、自分の気持ちのコントロールが得意ではない子どもなど、特別支援教育の必要な児童も同じ教室で学び、お互いの違いを認め合い、尊重し合い、壁をつくらず子どもたちを育てる。開校以来6年間、児童と教職員以外にも、保護者や地域の住民も一緒に一丸となって不登校ゼロの実現。

子どもたち全員に居場所がある学校づくりを目指してきたドキュメンタリーです。

会場：倉吉福祉センター 参加費：500円 ※4回目のみ会場は「はばたき人権文化センター」です。

開催時間：①10:00~12:00 (開場 9:30) ②12:30~14:30 (開場 12:00)
③15:00~17:00 (開場 14:30) ④18:00~20:00 (開場 17:30)

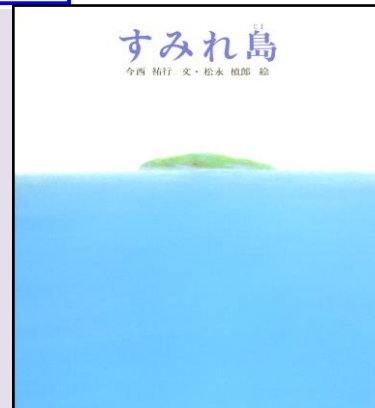
※問い合わせ先：日本女性会議 実行委員会事務局 22-8130 申し込み先：はばたき人権文化センター 22-0232

～ 8月 おすすめの本～

「すみれ島」

作：今西 祐行 絵：松永 禎郎 刊：偕成社

子どもたちが特攻隊員に送ったすみれの花束。それは、隊員たちを束の間癒し、名もなき無人島に散って行きました。そして、落ちた種が島にすみれの花を咲かせました。その島は、すみれ島と呼ばれるようになりました。特攻花のエピソードをもとに書かれた絵本です。平和や命の尊さを静かに伝えています。 ※特攻花：すみれの花束



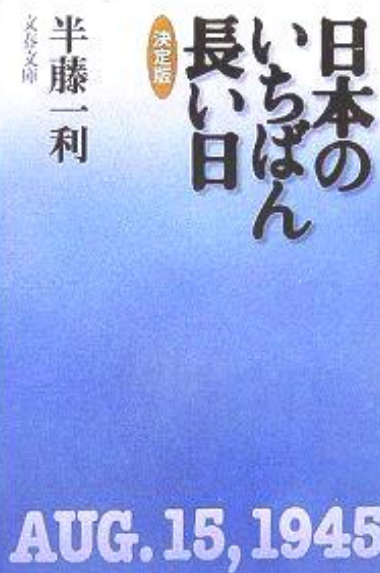
「日本のいちばん長い日」

著：半藤 一利 出版：文春文庫

昭和20年8月6日、広島に原爆投下。そして、ソ連軍の満州侵略と、もはや日本の命運は尽きた……。しかし、日本政府は、徹底抗戦を叫ぶ陸軍に引きずられ、7月26日に出たポツダム宣言の無条件降伏の決断ができない。

描かれているのは、14日深夜に発生した降伏に反対する陸軍将校たちによる宮城(きゅうじょう)事件。皇居を占拠し、昭和天皇の声が録音されたレコードを奪おうとする、15日正午までの24時間。このクーデターが成功していたら、昭和天皇による玉音放送は実現できず、戦争も継続となっていたであろう。綿密な取材と証言をもとに最も長い1日を書き上げた1冊です。

※歴史には必ず裏側があります。その真実を知ること、改めて戦争を考える機会になればと思います。



コロナ禍の3年目、感染への恐れと緊張で、身体にストレスがかかっていることを実感するこの頃です。感染予防対策を取りつつ、生活の中で不自由さを感じる事が多々あります。IT 機器が、職場や家庭への導入が進み、テレワークの普及やコミュニケーションが変化してきています。ハラスメントの実態も、ネットの中、人々の目に見えないところ、表面に現れない形でも起こるようになってきました。ハラスメントを許さない、被害者を出さない、被害者にも加害者にもならないように、安心な職場や家庭を築いていきましょう。

《 ハラスメントについて考えてみましょう 》

2020年6月施行の「パワハラ防止法」(改正労働施策総合推進法)で、パワハラは許されない行為として、各企業に防止対策が義務付けられ、「SOGI(ソジ)ハラスメントに関する対策も盛り込まれました。(ソジとは、性的指向・性自認を意味する言葉です。)

2022年4月には、「パワハラ防止法」が全面施行となり、大企業だけではなく中小企業にも適用されるようになりました。パワハラ防止方針の明確化や相談体制の整備、速やかに解決する体制を整える義務などが盛り込まれています。

※罰則規定はありませんが、場合により厚生労働省から指導や勧告を受ける可能性があります。勧告を受け対応を取らなければ、社名と事実を公表される場合もあります。

ハラスメントには、セクハラ(性的)、マリハラ(結婚)、マタハラ(妊娠・出産)、ケアハラ(育児休業・介護休業)、就活や転職の際にも起こっています。

ハラスメント行為で多いとされるセクシャルハラスメントについては、2019年女性活躍推進法の改正、2020年労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されて防止対策が強化されてきています。

最近、ニュース等で取り上げられている顧客からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)については、厚生労働省をはじめとして、「カスハラ防止対策の推進に係る関係省庁連携会議」で議論をして対策を講じていくとのことです。

日常的にどんな言動や行動がハラスメントにあたるのかみんなで学びましょう。

●職場におけるパワーハラスメントとは

ハラスメントの3要素：①優越的な関係を背景とした言動、②業務上かつ必要な範囲を超えた言動、③労働者の就業環境が害される

具体的な行為として、以下の6つに分類した典型例があります。しかし、これらは、ハラスメントにあたり得る行為のすべてについて網羅しているものではないことを留意しなくてはなりません。

- 1)身体的な攻撃：暴行・傷害
- 2)精神的な攻撃：脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
- 3)人間関係からの切り離し：隔離・仲間はずし・無視
- 4)過大な要求：業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- 5)過小な要求：業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- 6)個の侵害：私的なことに過度に立ち入ること、「暴露(アウンティング)」は明確なパワハラ

※注 労働者：正規雇用者、パートタイム、契約社員等非正規雇用者、派遣労働者すべてを指します。

ハラスメント被害にあったときは、「やめてください」「私はイヤです」とはっきり意思を伝えましょう。受け流しているだけでは、状況は改善されず、我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。問題を解決していくことが、職場や家庭をより良くすることにつながり、他の人を救うことにつながります。職場の相談窓口や都道府県労働局雇用環境・均等部(室)「鳥取県0857-29-1709」や倉吉労働基準監督署・みなくる倉吉・法務局倉吉支局等にご相談ください。

(22-5640) ・ (0120-662-390) ・ (22-4108)